

いなべ市長 日沖 靖 様
いなべ市議会議長 太田 政俊 様
いなべ市教育委員会 様
いなべ市選挙管理委員会 様
いなべ市代表監査委員 正木 秀明 様
いなべ市公平委員会委員長 位田喜代春 様
いなべ市農業委員会 様
いなべ市固定資産評価審査委員会 様
いなべ市公営企業管理者
いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会
会長 坂東行和

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について(答申)

平成17年4月8日付けい法務第5号で諮問のありましたこのことについて、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

なお、今後、この基準に該当する新たな事務が生じた場合でも当審査会への諮問は要しません。ただし、当該基準への該当性の判断は、実施機関において厳格に行うこととし、該当性を判断しがたい場合や、該当するとしても特に慎重な取扱いを要すると考えられる事務につきましては、改めて当審査会の意見を聴くこととしてください。

記

- 1 条例第6条に規定する個人情報取扱事務のうち実施機関が定める届出を要しないものとする事務の承認基準(条例第6条第5項関係)

次の5類型に該当する事務については、個人情報取扱事務の届出を除外することが適当であると認めます。

- (1) 県、国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員又は出席者名簿、職務に係る研修名簿、施設・資料等の貸出・利用者名簿、立入検査証の発行等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (3) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみ取り扱う事務
- (4) 一般的に入手することができる刊行物等に掲載された個人情報を取り扱う事務
- (5) 検索性のない個人情報を取り扱う事務

2 条例第7条第2項第1号から第8号に該当する場合以外で、実施機関が本人以外のものから個人情報を収集することの承認基準（条例第7条第2項第9号関係）

次の11類型に該当する場合については、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認めます。

- (1) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
- (2) 各種の委員、講師、指導者、助言者等の選任に当たって、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
- (3) 市民等からの相談、苦情、要望、陳情等により提供される個人情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合
- (4) 実施機関以外のものから送付された資料に個人情報が含まれている場合
- (5) 病院等の機関が的確な診療、疾病の予防を行うに当たり、本人の主治医や家族等から本人に関する個人情報を収集する場合
- (6) 規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に伴い提出される情報に、当該申請者等以外の者の個人情報が含まれている場合
- (7) 団体等の指導又は補助金等の交付に当たり、団体等の職員や構成員等の個人情報及び団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者や入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
- (8) 工事請負契約、業務委託等の契約及びその施行の事務において、契約の相手方から当該業務に従事する者等に関する個人情報を収集する場合
- (9) 公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用に際し、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集する場合
- (10) 職員の任免等を行う事務で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
- (11) 許可、免許等に係る事務において、許可等の要件の該当性を確認するため、国、県の機関、他の地方公共団体等から個人情報を収集する場合

3 法令等の規定に基づかずに、実施機関が思想・信条等に係る個人情報を収集することの承認基準（条例第7条第4項関係）

次の5類型に該当する場合については、思想・信条等に係る情報を収集することを禁止する原則の適用を除外することが適当であると認めます。

- (1) 市民等からの自由な意思により、思想、信条、信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集する場合
- (2) 出版、報道等により公にされた思想、信条、信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集する場合
- (3) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の思想、信条、信教に関する個人情報、又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合
- (4) 海外からの研修生、来訪者等の受け入れを行うに当たり、当該研修生等の信教に関する個人情報を収集する場合
- (5) 公共工事において土地等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため、信教に関する個人情報を収集する場合

4 条例第8条第1項第1号から第6号に該当する場合以外で、実施機関が個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することの承認基準（条例第8条第1項第7号）

次の5類型に該当する場合については、目的外利用及び提供の制限の原則の適用を除外することが適当であると認めます。

- (1) 栄典、表彰等の選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合
ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
- (2) 委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合
ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
- (3) 報道機関への発表や報道機関からの取材、要請に応じるため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に提供する場合
ただし、市民等に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
- (4) 訴訟当事者である市が訴訟資料として個人情報を当該事務の目的以外の目的で裁判所に提供するとき。
ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難なときであり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。
- (5) 実施機関が、施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により確認等をするため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合
ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

5 法令等の規定に基づかずに、実施機関が実施機関以外のものとの間で通信回線による電子計算機の結合を行うことの承認基準（条例第9条第2項関係）

インターネットを活用した個人情報の提供

次の4要件を全て満たす場合については、通信回線による電子計算機の結合を行うことの制限の原則の適用を除外することが適当であると認めます。

（要件）

インターネットを活用して個人情報を提供することに、住民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること。

インターネットの活用による個人情報の提供内容が、社会通念上許される範囲のものであること。

インターネットの活用による個人情報の提供及び提供される個人情報の内容等について、原則として本人の同意があること。

ホームページの内容等が改ざんされないよう、不正アクセスの防止等に対して適切な技術的措置が講じられていること。

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号

をここに公表する。

平成17年5月 日

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会長

坂東 行和